

「いわてプラごみ削減協力店」登録実施要領

岩手県環境生活部資源循環推進課

1 目的

プラスチックごみの削減の取組を促進するため、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等に取り組む事業者を「いわてプラごみ削減協力店」(以下「協力店」という。)として登録するとともに、広く県民に周知することにより、プラスチックごみの排出抑制を推進する。

2 対象事業者

県内で営業する事業者(飲食店、宿泊施設(ホテル・旅館)、製造業等(以下「店舗」という。))

3 登録の要件

プラスチックごみ削減に関する取組を3つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

4 取組内容

- (1) 協力店は、3で申請した取組を実践し、積極的にプラスチックごみの削減に努める。
- (2) 協力店は、県が実施するエシカル消費行動¹等の啓発・啓蒙に協力する。

5 申請方法

- (1) 協力店に登録を希望する店舗の代表者(以下「申請者」という。)は、「登録申請書(様式1)」を県に提出する。
- (2) 県は、申請者から提出された申請書の内容を確認し、登録者名簿に記載する。

6 登録店舗の情報発信

県は、県公式ホームページに協力店の店舗名及び取組内容等について掲載することにより、広く県民に情報発信を行う。

7 登録の中止

- (1) 協力店は、申請した取組を満たさなくなった場合又は店舗を廃止する等の理由により取組を中止する場合は、速やかに「登録中止届(様式2)」を県に提出すること。
- (2) 県は、提出された届出書の内容を確認し、登録者名簿及び県公式ホームページの掲載情報から削除する。

8 登録の抹消

- (1) 県は、協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当ではないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、速やかに認定ステッカー等の掲示を取りやめること。

¹ 人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと

附 則

この要領は、令和5年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行する。

(様式1)別紙

店舗一覧表

	名称	所在地 市区町村名	担当者	連絡先 (TEL、メール他)
例	盛岡店	盛岡市中央通2丁目1-1	岩手 太郎	019-123-5678 iwate.morioka@xxx.jp
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

(様式2)

「いわてプラごみ削減協力店」登録中止届

届出日 令和 年 月 日

「いわてプラごみ削減協力店」の取組を中止するので、以下のとおり届け出ます。

1 中止する協力店の情報

事業所名称		
代表者氏名		
店舗の所在地	〒 —	
連絡先	所属	
	担当者氏名	
	電話番号	固定 () — 携帯
	FAX	() —
	E-mail	@

2 中止する理由 (差し支えない範囲で記入してください)

--